

アダム・スミスの土地所有と地代について

著者	榎並 洋介
雑誌名	星薬科大学一般教育論集
号	3
ページ	1-31
発行年	1985
URL	http://id.nii.ac.jp/1240/00000155/

アダム・スミスの 土地所有と地代について

榎 並 洋 介

- 〔Ⅰ〕 地代取得の形成史
- 〔Ⅱ〕 地代の本源的規定
- 〔Ⅲ〕 食料生産物の地代
- 〔Ⅳ〕 食料生産物以外の地代，とくに炭坑地代

〔Ⅰ〕 地代取得の形成史

「資本と土地所有の關係の原理的解明は，地代論の課題」である。¹⁾ そのばあい，地代の発生および地代の本質，さらに地代の増減に関する理論を一応區別して解明していくことが必要である。²⁾ ここでは，先ず，アダム・スミスが当面する農業問題をどのように捉えたか。とくに，スミスが自らの[※]『講義』と主要な著作である[※]『国富論』において，農業の生産性改良の観点から土地所有形態を祖上にのせ，封建地代および相続制度をどう捉えたかをみていく。³⁾ けだし，土地所有の問題は地代論の前提をなす不可欠な条件だからである。

(a) 『講義』における地代取得の形成史

富裕の進歩の遅い原因を究明するためには，分業の諸効果，すなわち技術の進歩の傾向を考察すれば明らかになる。スミスは，これを究明するために，先

1) 鈴木亮，「アダム・スミスの土地所有論」経済学史学会編『国富論の成立』岩波書店，1976年所収，203頁。

2) 堀経夫，『地代論史』大同書院，昭和14年，3頁参照。

づ自然的な障害をあげ、次に政府の抑圧政策をとりあげて説明している。

前者に関しては、スミスは、未開野蛮な民族は分業の諸効果を知らないから、いつまでたっても貧困状態から脱出できないのだとみる。すなわち、未開野蛮な民族は機械や道具をもって労働するわけではなく、ただ自分自身の労働のほかはなにも生産手段をもたない。自分や自分の家族の生活を維持するための資料を手にいれるだけが、この種の人々のなし得るほとんどすべてである。したがって、必要な生活資料以上のものを手にいれようとする技術も才能もいらないような状態においては、いまの生活状態をひきあげることはとうてい不可能であり、そういう人は永久に貧困であるにちがいない。

なぜならば、自分や自分の家族を維持するほかに若干の貯えを所有しておれば、それを資財として活用して特定の種類の職業に労働を集中できるから、余剰のものが手にはいることになる。スミスはこのかんの事情を次のように説明している。「一人の者が、たえず種々の仕事をすることによって、彼の日々の生活に必要なものよりいくらか多くを生産し得るようになるまでには、長い時間がかかる。労働が分割される前に若干の資材の蓄積が必要でありうる。なんの貯えもない貧者は、決して製造業をはじめることとはできない。人が農業をはじめめる前に、彼は少なくとも1年分の食糧を仕入れておかなければならない。

※ 本稿で引用したアダム・スミスの文献は次のものである。

Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by Edwin Cannan, 6th edition, 2Vols, London, 1950. これを WN. I または WN. II と略記し、原書頁を記した。訳書は、大内兵衛・松川七郎『諸国民の富』全2巻本、岩波書店版、を用い、『国富論』と略記した。

Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, reported by a student in 1763, ed. by Edwin Cannan, M. Kelley, 1964. これを *Lectures* と略記し、原書頁を記した。訳書は、高島善哉・水田洋『グラスゴウ大学講義』、日本評論社、昭和22年を用い、『講義』と略記した。

- 3) 小池氏は、スミス地代論の背景を次のように述べる。「スミスの土地所有形態に関する所説を農耕の改良という視点からとりあげるとすれば、つぎの二つの点が注目されるであろう。その一つは、利潤の成立を阻むものとして封建地代に対する批判であり、その二つは、土地分割を阻止するものとしての相続制度に関する問題である」(小池基之、『アダム・スミスにおける農業・土地問題』『三田学会雑誌』〔慶応義塾大学〕67巻6号, 1974年, 17頁)。なお、アダム・スミスの会、大河内一男編『続アダム・スミスの味』、東京大学出版会、1984年所収の同氏の「アダム・スミスにおける農業問題」87頁も参照。

なぜならば、彼はその季節の終りまでは自分の労働の収穫を受けとらないからである」(Lectures, 222, 訳408—409)。

資財の蓄積が先行して、はじめて分業がおこるような社会は polished society (文化社会) といってよく、こういう条件がうまれていないようなばあいには、その国は富裕の進歩が遅いといえる。

後者の政府の抑圧政策について、スミスは、侵略と掠奪をくりかえす戦争状態の下では私有財産が否定されるから資材の蓄積はなんらおこなわれない、と述べる。したがって、こういう状態では富裕の進歩は妨げられると説明している。つまり、政府 Civil Government の性質が富裕の進歩の遅い原因として機能することを強調しているのである。スミスは次のように述べている。「人々が、自己のもつすべてのものをいつ強奪されるかも知れない危険を感じているときには、彼は勤勉になるべき動機をもたない。そこでは資材の蓄積は少ししかあり得ないであろう。なぜならば、大多数を占めるとされる怠惰な者が勤勉な者に依食し、後者の生産するすべてを費すだろうからである。政府の力が勤労の生産物を守るほど大きくなると、他の障碍がことなつた方面から発生する。野蛮状態にある隣接諸国民の間にはたえざる戦争が存在する。一国民はたえず他国民を侵略掠奪するので、私有財産はたとえ隣人の暴力を免れるとしても、それは敵の侵略の危険にさらされる。かかる状態では、資財の何らかの蓄積がおこなわれ得るといふことはほとんど不可能である」(Lectures, 223—224, 訳410)。動乱あるいは戦争は、こうして、掠奪物の奪い合いとなり、あらゆる国を強掠し合う状態になる。こういう政府の性質は、富裕の進歩を妨げるなにもでもない。

政府の性質が上述のようなものであるならば、それは農業にいかなる効果を及ぼすのであろうか。スミスは、農業を製造業と比較して多産的であると把握するとき、それらの生産金額を考慮して、農業の有益性をひきだす。そして、この有益な生業の改良を阻む圧制的諸方策は、富裕の進歩にとってきわめて有害であると断じている。⁴⁾

この観点に立脚して、国富の増進にたいする障碍を歴史的に分析すれば、どう整理できるのであろうか。

ケルト人やサクソン人がイギリスを占領したときに見られるように、広大な地域を野蛮な国民が占領すると、「権力の強大な者達は、彼等の間で全土を分割し、下層階級の人々にはなにも残さない」(Lectures, 224—225, 訳412)。広大な土地を暴力で手に入れた権力者達は、その土地を分割する。このばあい、土地は奴隷によって耕作される。しかし、この奴隷による耕作方法は、土地の改良が進まないために権力者達にとって大変不利益であり、農業の進歩は期待できない。なぜならば、スミスによれば、「土地が奴隷によって耕作される場合は彼が勤勉であるための動機をもたないから、それらの土地はおおいに改良されるはずがない」(Lectures, 225, 訳412)ということになる。すなわち、奴隷の働く動機が、罰への恐怖以外なものでもないような強制労働であるばあい、もし強制されなければ彼等は全く働かないであろう。仮りに勤勉に働いたとしても、彼の労働の全生産物は奴隷主に帰属するわけだから、このことを身をもって知れば、彼は自分の労働が何ひとつ報われない無駄なものであることがわかるはずである。したがって、いずれのばあいも、暴力に基づく強制労働にすぎず、勤勉に働く動機となるものは、せいぜい虐待を受けることから身を守る程度のものである。こういう状態の耕作制度は、直接耕作者である奴隷が土地を改良し、土地生産物を増加させる動機もなにもないのだから、農業の進歩にとっては大きな障碍である、といえる。

隷農による耕作も奴隷による耕作と同じことがいえる。隷農は奴隷の一種である。「地主は一人の者に一筆の耕作すべき土地を与えて、それによって彼等が自己を維持することをゆるし、そして彼の生計をこえるものはすべて返還する義務を負わせた」(Lectures, 225, 訳412)。こういう隷農制度の下でも、や

4) 渡仏以前のスミスが農業の多産性を農業生産額から割り出す方法には、注目してよいものがある。「農業の生産物は、他のいかなる製造業のそれよりもはるかに多い。イングランドの全土地の地代は、約2千4百万ポンドに達する。そして地代は一般に生産物の3分の1であるから、土地の全生産物は約7千2百万ポンドあるにちがいない。これは亜麻布製造業または毛織物製造業のいずれの生産物よりもずっと大きい。というのは、年消費量は約1億ポンドと計算されるから、これから農業生産物の7千2百万ポンドを控除すれば、この国民の他のすべての製造業に対してはわずか2千8百万ポンドしか残らないであろうからである。したがって、この生業の改良を阻む処置は、すべての富裕の進歩にとってきわめて有害である」(Lectures, 224, 訳411)。

はり隷農は勤勉に労働する動機をもたない。したがって、農業の進歩にとってこの制度は大きな障碍になる。

隷農による耕作のつぎには、分益小作人による制度がみられる。分益小作人とは、スミスによれば、地主が耕地と資財を隷農に与え、その年のおわりに生産物の半分を地主へ返還させる小作人のことである。スミスは、この小作人も農業にとっては不利であったとして、次のように述べている。「この小作人は資財をもたず、あるいはもっていたにしても、これを土地の改良に投ずべき何んの奨励もなかった」(Lectures 226, 訳414)としている。しかし、奴隷や隷農に比べると、分益小作人が手に入れる生産物は制度の変遷とともに増加しているといえるから、直接生産者としての分益小作人が生活していく資料はふえているはずである。こうした生活資料の増加が小さな資財の貯えへ進んでいくものといえる。

それが小作人 *tenants* である。抜け目なさや極端な節約によって少量の資本を蓄積した分益小作人が、彼等の主人にたいして土地にたいする確定地代をおさめたとき、小作人による耕作制度が生まれた。しかしながら、この制度も小作人にとっては土地を改良する何んの動機も生まれなかった、とスミスはいうのである。すなわち、地主はかれの土地を売れば、新しい所有者は前の契約条件に拘束されないから、小作人をその耕地から追いだすことができた。また、地主にとって気に入らない小作人がいるばあいには、いったんその耕作地を他人に売り、小作人が追いだされたあとには、いつでもその耕作地を返えしてもらい返還証書を買手から受取ることがおこなわれた。そのほか、小作人にとっては現物地代の支払いが凶作のとき困難であり、その支払いを労務の提供で代替したこと。さらに、封建領主がそのときの王に小作人から補助金を取り立てることを許したために、小作人の勤労意欲が喪失したこと。また、領主が暴力的に小作人を収奪し、地代を思うがままの高さに引きあげたりしたこと、等々がこの制度の下で土地の改良を阻む要因として考えられる。

所有権の移転のしかたが土地の独占を継続させるだけであれば、結果として土地の改良は進まないだろう。スミスは、とくに、長子相続制及び限嗣相続制が農業の発展に悪い効果をもつものとして把握している。とくに、限嗣相続制

についてはきびしく批判して次のようにいう。「限嗣相続制は一国の進歩にとって不利益である。そしてこの制度がおこなわれなかった土地は、常によく耕作される。すなわち、限嗣相続地の相続人は、土地を耕作しようという考えはなく、しばしば彼等は、それをなす能力がない」(Lectures 124, 訳269)。

むしろ、土地は市場に出して取引されれば改良が進む。「多少の貨幣を得たものは、ほとんど皆それを進んで土地に投下するであろう。そして、土地は種々の人手をとおることによって、はるかによく改良されるであろう」(Lectures 228, 訳417)。

このように『講義』におけるスミスの基本的態度は、土地改良の観点にたった農業の有益性を阻む封建的慣習の批判的解明にある。

(b) 『国富論』における地代取得の形成史

スミスは『国富論』第3編第1章「富裕の自然的進歩について」において、農村と都市の相互的かつ互恵的な発展の過程を論じているが、このなかで「生活資料を提供する農村の耕作や改良は、必然的に便益品やぜいたく品の手段しか提供しない都会の拡大に先だたなければならない」(WN. I. 356, 訳 I. 584)として、農村の発展が先行することによって都市は拡大すると論じている。利潤が等しいばあいには、資本はリスクの少ない安全な農業に投下対象を選ぶこと、したがって、人間がつくった諸制度が事物の自然的運行を攪乱することがなければ、資本投下の対象は先づ農業へ、次には製造業へ向けられ、そして最後に外国商業へ自然にふり向けられることを述べている。資本の流入が自然に行なわれるのは、例えば北アメリカの植民地のばあいのように、未耕地の土地が容易な条件で入手できる所に限られる。そこでは資財を獲得した工匠が、製造業ではなく未耕地の購入や改良のためにその資財を使用する。このように土地がありあまっている国では、スミスのいう投資の自然的順序が順調に行なわれる。これが「富裕の自然的進歩」のコースなのである。

ところが、ヨーロッパ諸国のばあいには、土地所有権の問題があって未耕地の土地がないか、あるいはあっても容易な条件では入手困難である。北アメリカ植民地のように土地がありあまっているわけではなく、資本を投下しようにも

その対象がないのである。だから、資本は農業ではなく製造業にその投下対象を見つけざるをえないわけである。⁵⁾こうした投資の自然的順序の転倒の背後には、土地所有の問題があり、それを統治してきた政府の性質および社会生活上の習慣・風習がある。とくに前述したように、長子相続制や限嗣相続制に基づく土地の永久所有の統治形態が指摘できる。それは、いわゆる封建的大土地所有制として慣習化してきたものである。

この点に関して、スミスは『国富論』において、『講義』で展開したように所有形態に基づく封建地代の取得の過程を歴史的に叙述している。既耕地、未耕地を問わず「土地は全部独占され、しかもその大部分は少数の大土地所有者によって独占されてしまった」のである（WN. I. 360, 訳 I. 590）。すなわち、権力者の土地独占が前提となった農奴・小作人制の展開である。ここでは、われわれはスミスの地代論の前提をなす土地所有をみているわけであるが、スミスの土地所有は土地所有独占論といえる。しかも、「ある国の土地がすべて私有財産になるや否や、地主たちは、他のすべての人々と同じように自分たちが種をまいたこともないところで収穫することを好み、その自然の生産物に対してさえ地代を要求する」（WN. I. 51, 訳 I. 134）とスミスが叙述するように、耕境の劣等地であろうが肥沃な優等地であろうが、どのような土地についても地主の承諾がなければ、農業者は勝手に土地を使用することはできない。一定額の土地使用料を地代として支払うことによって、地主は農業者に土地の使用を許可するという形態をとっている。⁶⁾

スミスが土地独占の原初形態として最初に位置づけたのが、封建的大土地所

5) 鈴木氏は、土地不足こそが農業への資本の流入を妨げたのであり、この意味からいって、土地所有のあり方が一国の富裕の自然的進歩のコースを規定するのであるから、土地不足の問題は土地所有の問題として位置づける、とする。鈴木亮、「『国富論』における土地所有」（上）『経済研究』〔一橋大学〕24巻2号、1973年、176頁参照。

事実スミスは、「北アメリカでは、かれ（工匠）はそれ（資財）でもっと遠隔地への販売をおこなう製造業を確立しようとはせずに、未耕地の購入や改良にそれを使用する。……これに反して、未耕地の土地がないか、あつても安易な条件では手にいれられぬ国々（ヨーロッパの近代諸国家）では、近隣の随時的な仕事に使用しうるより多くの資財を獲得したあらゆる工匠は、もっと遠隔地への販売のための仕事を準備しようとする」と述べている（WN. I. 358, I. 587）。

有制である。この制度の下における地代の特質は、直接生産者が領主のために生産した貢租の形態である。暴力をともなった強制労働が、直接生産者の生活資料以上の過剰生産物を領主に提供した。⁷⁾しかしながら、この制度の下では直接生産者が勤労意欲を高揚することはできないので、土地所有者の利害に直接的影響を及ぼしたと、さらには主権者が大領主に蚕食されそうになった主権を確保する必要から直接生産者の分けまへの要求を支持したことなどの理由から、この封建的大土地所有制はしだいに廃止されてくる(WN. I. 365—366, 訳 I. 599)。

土地所有者にたいする分けまへの要求が実現すると、分益小作農と呼ばれる形態に変化する。このばあいは、土地所有者が種子や家畜および営農用具などの生産手段を借地人である小作農に貸与し、生産に要した費用を控除した純生産物を両者で等分するという形態をとった。したがって、「このような借地人は、自由人なのであるから、財産を獲得しうるし、また土地生産物の一定の分けまへにあずかるのであるから、自分たちの分けまへをできるだけ大きくするために全生産物ができるだけそうなることを明白な利益だとしているのである」(WN. I. 365, 訳 I. 598)

ただし、何ひとつ投じない土地所有者が生産物の半額を手中にするゆえに、借地人は分配された土地生産物の中から蓄積した資財のある部分を生産のため

6) 溝川氏はスミスの土地所有独占論について、それが単なる土地の部分的所有でなく、一国の土地がすべて私有財産となり、しかもそれが社会の特定の人々によって所有独占されているところにスミスの土地所有の意義があると指摘している。そして、スミスが土地所有について語るころは、絶対地代の発生条件としての土地所有の独占に近いものと解釈している。溝川喜一、「アダム・スミスの地代論について」『経済論叢』〔京都大学〕69巻5・6号、1952年、43—44頁参照。

7) 田中氏は、封建的大土地所有制下の地代は貢租の形態をとるが、それは直接的暴力の使用によって可能となっている。実は、土地所有の暴力行使の基盤が明らかにされることがこの種の理論的分析には必要なのではないかとして次のように述べている。「如何にして地代が土地所有者の手中に帰するかの問題はこの場合、封建的大土地所有の特質たる直接的『暴力』の作用によって解決せられる。従って特にわれわれの理論的分析を要求するものとはならない。しかし、以上のスミスの叙述を以てしては、土地所有がこの場合如何にしてかかる『暴力』を行使しうるかの基盤は明らかにされていない。これこそ切実にわれわれの理論的分析を要求することがらではあるが」田中定、「アダム・スミスの土地所有形態論」『経済学研究』〔九州大学〕2巻2号、1933年、168—169頁。

に投じることは利益にならないと考える、とスミスはいう。しかしながら、それにもかかわらず、借地人は利益にたいする動機がはたらくわけであるから、資財のより大なる蓄積をもくろみ、そのための合理的な行動をとろうとする。すなわち、「この種の借地関係をきわめて徐々にではあったがうけついでのが、地主に一定の地代を支払いながら自分自身の資財で土地を耕作した本来の農業者とよばれるべき人々であった。このような農業者がなん年かの期限の借地権をもっているばあいには、農地をさらに改良するために自分の資本の一部を投じるのを利益だと考えるばあいもありうる。というのは、かれらは借地契約期間が満了するまえに、大利潤とともにこの資本の一部を回復することを期待するばあいもありうるからである」(WN. I. 367, 訳 I. 601)。

借地契約期間の安定が本来の農業者の利益を保証する前提になるわけだが、それは、「ヨウマンリがヨーロッパでつねにもっとも尊敬されているイングランドでさえ、ヘンリ七世の治世第14年ごろになってはじめて、借地占有回復訴訟が案出され」た頃からである(WN. I. 367, 訳 I. 601)。これは借地人の損害賠償と占有権の回復を図るもので、いわば借地人を救済するための有効な手段となった。スミスはこれを根拠にして、「近代の慣行では、地主が土地の所有権に対する訴訟をおこなう必要があるばあい、本来自分が地主としてもっている訴権、すなわち権利令状または不動産占有回復令状を利用することはめったになく、自分の借地人の名において、借地占有回復令状による訴訟をおこしている。それゆえ、イングランドでは、借地人の安全は土地所有者のそれに匹敵している」と述べる(WN. I. 367, 訳 I. 601)。

他方、農業者の借地契約の長期化は、借地占有権の安定化と同様に、農業者の利益に大きな影響を与えるものである。これは、簡単にいえば、外国商業や製造業が発達してくると、大土地所有者はぜいたく品を手に入れたがり、余剰生産物をより多く得ようとする。それが地代の引き上げに結びつく。借地農業者は、これに対して、借地契約の長期化を条件にこの地代引き上げを受け入れるという経緯である。すなわち、外国商業や製造業が拡張される以前においては、大土地所有者は余剰生産物をもって自分の使用人や従者および自分の借地人を扶養していた。それは、権威と権力に基づく服従関係を形成していた。し

かし、外国商業や製造業が拡張してくると、商人や製造業者が大土地所有者にたいして土地の余剰生産物と交換でき、しかも自分一人で消費できるような豪華な品物を提供するようになった。地主は、例えば、1対のダイヤモンドのついたバックルを1千人の1年分の生活資料の価格と交換した。こうして地主たちは「あらゆる虚栄のなかでもっとも子供じみた、またもっとも卑しくてさもない虚栄を満足させるために自分たちのいっさいの権力や権威をしだいに手わたしてしまった」(WN. I. 387, 訳 I. 631) のである。

このようにして、大土地所有者の個人的経費が増大したので、自分の従者も解雇し、また、借地人も不用な者を解雇してしまった。このことは、農場の拡張を意味すると同時に、不用な口を除去し、農業者から全価値をしぼりとったために、土地所有者は大きな剰余を獲得した。土地所有者は消費欲望をたえず膨張させていくなかで、個人的消費をふやす方法として土地の地代の引き上げを要求した。これにたいして借地人たちは、「自分たちの占有が保証される期間を十分に延長し、そのあいだ土地をさらにいっそう改良するために投げられるもののすべてを利潤とともに回復しうるほどの期間にする、ということをして唯一の条件にしてこれに同意」したのであった(WN. I. 388, 訳 I. 633)。これが、農業者の借地契約が長期化した起源である。

以上の如き農業者の保有権の安定化と長期化は、資本主義的な借地農の不可欠な前提条件をなすものといえる。

スミスはヨウマンリを近代社会における富裕な借地大農業者として規定し、政治的社会的経済的意味における特質を述べている。⁸⁾これは資本主義的地代を分析する前提としてきわめて重要な意味をもつ。スミスは、「近代の慣行」と断ったうえで、ヨウマンリの全階級はイングランドにおいて年額40シリングの終身借地権をもつ自由保有権者なのであり、かれらには国会議員の選挙権も与えられているために地主からも尊敬され、農業者の地位を安全なものにするの

8) 大塚氏は、次のようにいう。「まず古い封建的土地所有制が弱化するなり分壊するなりしつつ、そこから高い労働生産性をもつところの独立自由な自営農民層が成長してくる。この自営農民層はまず社会的的分業、従って国内市場形成の豊饒な起点を形成する」(大塚久雄『国民経済—その歴史的考察』弘文堂、昭和40年、88頁)。

に貢献している、と述べている (WN. I. 367, 訳 I. 601—602)。また近代以前においては、スミスの言葉でいえば「昔の農業者は」、恣意的な公的私的義務労役や賦役および徴発があたりまえであったが、近代になるとこれらは廃止された (WN. I. 368, 369, 訳 I. 603, 604)。さらに、スミスは借地農業者と土地所有者の経済的特質を論じるとき、両者を借金で経営する商人と自前の資金で経営する商人とにたとえる。そして、両者ともに良好に経営すれば資財は増大するであろうが、その速度は前者の方が利潤の一部を前貸資本の利子に食われるから、後者よりも資財は緩慢にしか増大しないとみる。そして次のようにいう、「それと同じように、農業者によって耕作される土地は、同等に良好に経営されたばあいさえ、土地所有者によって耕作される土地よりも緩慢に改良されるにちがいない。というのは、生産物の大きな分けまえが地代に食われるからであり、またもしこの農業者が土地所有者だったら、右の分けまえはこの土地のさらにいっそうの改良に使用されたらうからである」(WN. I. 369—370, 訳 I. 605)。最後に、ヨウマンリの社会的地位については土地所有者よりも劣り、大商人や親方製造業者よりも下層階級であるために資本が農業経営による土地改良へ流れることはめったにない。したがって、農業経営者による資財の獲得は外国商業や製造業よりも緩慢である。「それにもかかわらず、小土地所有者につぐものとしては、どこの国でも富裕な大農業者が主要な改良家である」(WN. I. 370, 訳606)。

われわれは、こういう独立自営の富裕な借地農業者を資本主義的農業経営者として規定する⁹⁾。かかる意味における農業者が、地主から一定の地代を支払う契約をとり結び、土地を借りて農業経営をおこなう。このばあい、土地生産物の価格は、一部分は地主へ支払う地代にあてられ、他の部分は農業労働者を使用して耕作にあたらせるための賃金部分として支払い、そして最後の部分は農業者の利潤に分解していく¹⁰⁾。こうしてみると、この農業者は直接には耕作にあたらない利潤取得者ということになる。

かくして、スミスは文明社会を概観して三大階級社会説を展開するのである。すなわち、文明社会は、地代で生活する人々と賃金で生活する人々そして利潤で生活する人々より成る社会である、として次のようにいうのである。

「あらゆる国の土地と労働の年々の全生産物は、またこれと同じことになるが、この年々の生産物の全価格は、……自然に土地の地代と、労働の賃金と、資財の利潤との三部分に分解され、人民の三つの異なる階級、つまり地代で生活する人々と、賃金で生活する人々と、利潤で生活する人々との収入を構成している。これらは、あらゆる文明社会の三つの大きな、本源的 original な構成要素をなす階級」なのである (WN. I. 248, 訳 I. 432)。

〔II〕 地代の本源的規定

前述したことから明らかなように、スミスは近代的土地所有と資本家的借地農業者の資本との範疇区分を明確にしてはいない。しかし、スミスは明らかに資本主義的農業を想定し、土地所有に基づく地主の社会的独占勢力を歴史的に把握していた。このことが地代の本質を把握するうえにどのように発展していくのであろうか。

スミスは『国富論』第1編第11章「土地の地代について」の序の部分において、地代とは土地の使用価格であると規定して次のように述べている。「土地の使用に対して支払われる価格とみなされる地代は、当然、借地人がその土地の現実の諸事情のもとで支払いうる最高の価格である。借地契約の条件をとりきめるばあい、地主は、借地人が種子をとり、労働に支払い、家畜その他の営

- 9) 和田氏は、「スミスにとって問題なのは、生産された農産物のうちどれだけの量的割合の地代を支払わされるということだけが問題であるかのようである」として、次のように解釈する。すなわち、「スミスにとっては独立自営の単純商品生産者としてのヨーマンリと農業資本家との範疇的な区分がはっきりしない。このことは……かれの資本概念に対応する。さらにこのことは、スミスが封建的生産様式と資本主義的生産様式の体制的区別を明確にしないということとも関連してくる……さらには封建的地代と資本主義的地代とが歴史的に異質なものとして区別されない……。」和田重司『『国富論』における基礎理論と歴史分析』『大阪経大論集』51号、昭和41年、45—46頁のちに、『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房、1983年所収 116—117頁。
- 10) スミスは『国富論』第10編第6章において次のように叙述する。「穀物価格においては、一部分は地主の地代を支払い、別の部分はその生産に雇用された労働者や役畜の賃金または維持費を支払い、さらに第三の部分は農業者の利潤を支払う。これらの三部分は、直接的にか究極的にかのいずれにせよ、全穀物価格を形づくっているように思われる」WN. I. 52, 訳 I. 136)。

農用具を購入保全すべき資財を維持するのにたりる額に、その近隣における農業資財の通常利潤を加えた額よりも大きな生産物の分けまえが、借地人の手もとにのこらないように努力する。この分けまえは、明らかに、借地人が損をせずに満足できる最小の分けまえであって、地主がこれ以上の分けまえを借地人にのこそうとするばあいはめったにない。その価格部分がどれほどであろうとも、地主がそれをこの土地の地代として自分の手もとに留保しようと努力するのは当然であり、またこの地代がその土地の現実の諸事情のもとで借地人が支払いうる最高のものであることも明らかである。……なおこの部分は、土地の自然的地代 *natural rent* とみなしてさしつかえないものであり、いいかえれば、大部分の土地がそれと交換に貸しだされるべき地代を当然意味するものとみなしてさしつかえないものである」(WN. I. 145, 訳 I. 279)。

この長い引用文のなかで、スミスは地代を自然的地代 *natural rent* として定義しているのであるが、それは、「借地人が種子をとり、労働に支払い、家畜その他の営農用具を購入保全すべき資財を維持するのに足りる額に、その近隣における農業資財の通常利潤を加えた額」を超える部分を意味する。すなわち、自然的地代とは、土地生産物のうち回収されるべき資本部分に平均利潤¹¹⁾を加えた超過部分である。

しかしながら、この地代のなかに土地改良のために費やした資本の利子は含まれるのであろうか。スミスは次のように説明する。土地の地代は、「地主が土地の改良のためにつやした資財に対する妥当な利潤または利子にすぎぬことがしばしばある、と考えられるかも知れない。疑いもなく、ばあいによってはある程度そのとおりであろう。というのは、この程度以上にそうだというこ

11) 田中氏は、農業資本家の資本消耗部分と利潤ならびに労働者の賃銀は生産物価格の第一次的な分解部分であり、地主の地代はいわばその第二次の部分と理解したあとで次のようにいう。「資本主義的秩序の下においては、資本家階級が社会的生活の唯一の機能者として現われる。封建的秩序のもとにおいて他の一切に君臨した土地所有は、いまや資本独自の作用によって資本の背後に退却せしめられる。資本所有は土地所有を克服する。土地所有はかつての絶対権を失い、いまや僅かにその所有独占と土地そのものの制限的性質とを利用することによって、自己を経済的に実現しうるにすぎない。スミスはよくこの事情を明らかにしている」田中定、「アダム・スミスの土地所有形態論」『経済学研究』〔九州大学〕2巻2号1933年、176頁。

とはほとんどまったくありえないからである。地主は未改良の土地に対してさえ地代を要求するのであって、改良費に対する想像上の利子または利潤は、一般にこの本来の地代 *original rent* に対する追加分である。そればかりではなく、こういう改良は、必ずしもつねに地主の資財によってなされるとはかぎらず、借地人のそれによってなされるばあいもある。それにもかかわらず、借地契約が更新されるときがくると、地主は、通例これらの改良がすべて自分の資財でなされたものであるかのように、それと同じだけの地代の増額を要求するのである」(WN. I. 145—146, 訳 I. 279—280)。

スミスは、ここで本来の地代＝本源地代と土地改良のための資本の利子とを明確に区別している。このことは以上の引用文の「地主は未改良の土地に対してさえ地代を要求するのであって、改良費に対する想像上の利子または利潤は、一般にこの本来の地代に対する追加分である」という説明から明らかである。¹²⁾ こういう概念上の区別をしたうえで、スミスは、土地改良のための資本について、とくに借地農業者が行なう投資について述べている。すなわち、借地農業者は、借地契約の期間内に生産物を増大させる目的で種々の改良、例えば、施肥・排水・地均らし・農場建物等に資本を投下する。こういうすぐれた経営が土地を資本化するのである。ところが借地期間が終了してしまうと、土地に合体させた諸改良は土地所有者に帰属してしまう。しかも、土地所有者は

12) 本来の地代と土地に固定する資本の利子との区別は、その後リカードウやマルクスに受けつがれている。リカードウは次のように述べている。「改良された農地にたいして年々支払われるべき貨幣の一部分のみが、土壌の本源的で不減な力にたいして与えられるものであり、他の部分は、地質を改善するためと、生産物を確保しかつ保存するのに必要な建物を建設するために使用された資本の使用にたいして支払われるものであろう、ということは明白である」(D. Ricardo, *On the Principles of Political Economy and Taxation*, in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by P. Sraffa. Vol. 1. Cambridge Univ. 1951, p.67)。

また、マルクスも次のように述べている。「資本は土地に固定されることができ、土地に合体されることができる。……土地に合体された資本やこのように生産手段としての土地に加えられる改良にたいする利子は、借地農業者が土地所有者に支払う借地料の一部分をなしていることもありうるが、しかし、それは、土地が自然状態にありうると、すでに耕作されていようと、土地の使用そのものに支払われる本来の地代を構成するものではない」(K. Marx, *Das Kapital, Kritik der Politischen Ökonomie*, Bd. III. MEW., Bd. 25, Dietz. S. 632)。

新しく借地契約を結ぶばあいには、土地に合体された資本に対する利子を本来の地代に付加する方式をとる。そのため土地所有者の地代は増加するのである。つまり、土地改良のために投資した資本が利子もしくは利潤を生むのは、その資本が借地契約期間中に機能するからであり、しかも、本来の地代＝本源的地代が契約締結時の水準に固定されている間だけである。したがって、借地契約期間が満期になり、新たな契約が締結されるときには、その利子ないし利潤部分は地代として加算され、土地所有者はそれを新たに本来の地代＝本源的地代として要求してくることになる。¹³⁾

さらに、地主は海草の一種で種々の目的に使われるケルプの生育する海の岩場や、さらには漁場のような人間が全く改良できない土地にたいしても地代を要求してくる(WN. I. 147, 訳 I. 280)。スミスは、これも本来の地代＝本源的地代として把握する。このことはスミスが土地所所有を大前提とした社会的独占勢力の実体的存在を想定したうえで、地代を本来の地代＝本源的地代として規定したものと理解できるのである。

その意味において、スミスの自然的地代には本源的地代が含まれていると解釈できる。しかし、この地代が借地人の支払いうる最高価格であり、一個の独占価格である、とスミスがいうばあいの地代独占価格の考え方には、いかなる意味が含まれているのであろうか。スミスは次のようにいうのである。「それゆえ、土地の使用に対して支払われる価格とみなされる土地の地代は、当然、一個の独占価格である。それは、地主が土地の改良のためにつやしたであろうもの、またはかれが取得しうるものにはまったく比例せずに、農業者が支払いうるものに比例するのである」(WN. I. 146, 訳 I. 280)。自然的地代と独占価格とは、本来、相容れないものである。スミスが、自然的地代とは土地生

13) 大内氏は、この点について次のようにいう。「地代論にとって必要なことは、……土地固定する資本の利子と本源的地代を強いて区別することによって、地代は本質的に資本の果実ではないことを明らかにすることにあるのではない。それでは土地に固定する資本の特殊な性質がかえって見失われるとともに、地代の本質もその量的変化も説明しえなことになるであろう。ここで重要なことは、……土地に固定する資本が資本として機能するのは、地代が原則として固定されている契約期間のなかだけである、という事実をスミスとともに正しく認識することである」大内力「アダム・スミスの地代論」『経済学論集』〔東京大学〕42巻4号、1976年、36頁。

産物のうち資本として回収すべき部分に平均利潤を超えた部分だと説明したすぐあとで、これは、実は独占価格でもあるというのは論理矛盾である。したがって、スミスがこのように叙述する本来の意味は、「それゆえ」という言葉で結果を導入して分かるように、そのすぐ前に述べている内容を受けているのである。すなわち、地主が自ら所有している耕地・未耕地にたいして地代を要求したり、さらに人間がまったく改良できない場所をたまたま地主が所有しているばあいには地代を要求してくるため、利用者は土地使用料として地代を支払うのである。したがって、地代が独占価格であるというのは、地主が土地を独占している勢力にもとづいて一方的に地代を決定してしまう、いわば、地代決定の独占价格的な性格を指しているものと思われる¹⁴⁾。その地代は、また、借地人が地主にたいして支払いうる最高価格なのであり、農業者の支払能力に比例するものでもあるのである。

地主が土地を供給するばあい、地代は地主の土地所有独占を基本にして独占价格的な性格をもったものになることを述べたが、土地を借用する農業者にとっては、地主によって提示される土地使用価格が自らの支払能力に応じたもので、かつ最高価格にならざるをえないものになるのは、農業者が土地供給者の決めた地代を受容せざるをえない社会的勢力関係にあるからである。しかし、こういう関係は、地代が少なくとも土地利用の需給関係によって規定されることをスミス自身感得していたからである。したがって、スミスは次のようにいうのである。「土地生産物のなかでふつう市場へもたらされうる部分は、その通常の価格が、それを市場へもたらしするために使用されなければならぬ資財を、その通常の利潤とともに回収するにたりるようなものだけである。もしこの通常の価格がこれ以上であれば、その余剰部分は当然土地の地代になるであろう。もしこの通常の価格がこれ以上でないなら、たとえ商品は市場へもたらさ

14) 安達氏は、地代の形成を土地利用関係における土地所有の独占勢力に基づく地代要求と、それに対応する農業者の地代支払能力として理解し、この問題について次のように解釈する。スミスが地代を一個の独占価格であるという真意は、地代の独占价格的な性格を意味するにすぎない。すなわち、地代は土地の量的制限の上に全面的に形成される土地所有の独占勢力に由来するものであるからである、(安達新十郎、『地代論史の研究』上巻、多賀出版、昭和53年、159頁参照)。

れるかも知れないにしても、この価格は地主に地代をあたえることができない。この価格がこれをこえるかどうかは需要に依存するのである」(WN. I. 146, 訳 I. 281。¹⁵⁾)。借地農業者が地主にたいして支払い可能なのは、土地生産物価格が資本補填部分と平均利潤とを回収するのに十分な価格であるばあいである。なぜならば、このばあいにこそ地代が生まれるからである。スミスは *the sufficient price* という用語を用いていないけれども、…… *the ordinary price is sufficient to replace the stock*……と表現しているように、この行論から推察すると、十分な価格を基準にして地代を考えているといえる。すなわち、通常の価格が十分な価格以上であれば、その余剰部分が地代になり、たとえ生産物を市場に搬出してもその生産物の通常価格が十分な価格以下であれば、地代は生まれないことになる。しかも、通常の価格が十分な価格を超えるかどうかは、もっぱら需要に依るとする。このように、スミスは土地生産物にたいする需要の大きさを地代形成の原因として捉える。

さらに、スミスはつづけていう。「土地生産産物の若干部分に対しては、それを市場へもたらすのに十分なものよりも高い価格を必ずつねに生じるほどの需要があるけれども、他の部分に対しては、こういうより高い価格を生じうるほどの需要があるときもあるし、ないときもある。前者は必ずつねに地主に地代をもたらす。後者は、そうしうるときもあるし、そうしえないときもあるのであって、それはさまざまな事情に応じてそうなるのである (WN. I. 146, 訳 I. 281)。ここで十分な価格とは、事実上、生産価格を意味し、通常の価格とは市場価格を意味すると解せる。¹⁶⁾したがって、土地生産物の若干部分は、生産価格よりも市場価格が高くなるほどに需要が強いから、必ず地主に地代をもたらす。しかし、他の土地生産物は、種々の事情により必ずしも地代を生むと

15) D. ヒュームは、1776年4月1日付のスミス宛の手紙で次のように書いている。「君がいまこの部屋に坐っているならば、小生は君にいくつかの問題点を討論したいものです。農地の地代が生産物の価格の一部をなしているとは、小生には考えられません。価格が供給と需要のみによって決まるというなら分りますが」(John Rae, *Life of Adam Smith with an Introduction by Jacob Viner*, 1965, New York p.286. 大内兵衛・大内節子訳『アダム・スミス伝』岩波書店、昭和47年、358頁)。

は限らない。こうして、スミスは「つねに地代を生じる土地生産物」と「あるときは地代を生じ、あるときはそれを生じない土地生産物」について論及し、地代の量的規定を具体的に考察していくのである。

ところで、スミスが「地代が賃銀や利潤とは異なったしかたで諸商品の価格の構成に参加する」と論ずるのは、いかなる意味を有するのであろうか。『国富論』第1編第7章において、スミスは自然価格を定義し、それは平均賃銀と平均利潤および平均地代を構成要素とすることを規定していた。そして、商品を市場へもたらすための条件は、その商品の市場価格が自然価格に達していることを前提としていた。しかも、市場価格が自然価格を上回るか、あるいは下回るかは人々の有効需要の大きさに依るとしていた。スミスは、長期的にみれば、完全な自由競争の下では市場価格が自然価格を下回ることはまずありえないという¹⁷⁾。例えば、地代のばあいについていえば、地主は土地の地代が自然率＝平均率以下にひきさがれば、直ちに土地の一部をその市場から撤退させてしまうからである。土地の一部が撤退すると、やがて市場価格が自然価格にまでひきあげられて平均地代がもたらされるという訳である。すなわち、スミスは、土地が生産的に利用されるばあいには、地代を必ず自然価格の構成部分として位置づけているのである。

こうしてみると、第7章の地代に関する論理と第11章とは明らかに異なっている。前者においては、地代が自然価格の構成要素であった。しかるに後者に

16) マルクスは、スミスの十分な価格の意義について次のようにいっている。「通常価格は、それが地代を含んでいる場合には、十分な価格よりも高い。地代を含んでいない場合には、十分な価格と同じである。しかも、十分な価格にとって特徴的なのは、それが地代を含まないということである。通常価格は、それが資本の補填分のほかに平均利潤を支払わない場合には、十分な価格よりも低い。したがって、十分な価格とは、実際には生産価格すなわち費用価格なのであつて、これは……実際に資本主義的生産の立場からそう見るとおりのもの、いかえれば資本家の前賃のほかに通常利潤をも支払うところの価格、資本のいろいろな充用部面で資本家間の競争が生み出すような平均価格なのである」(K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*. MEW., Bd. 26—II Dietz, 1967, SS. 351—352, 訳, 大月書店版, 『全集』第26巻第2分冊, 465—466頁)。

17) 自然価格と市場価格との関係、および有効需要と特別利潤との関係については、拙稿「アダム・スミスの利潤率低下論」『星薬科大学一般教育論集』第1輯, 1983年, 64—71頁を参照のこと。

おいては、既述のように地代は土地生産物の通常価格が十分価格を超えた超過部分であった。¹⁸⁾

この問題については、従来から種々の解釈がみられる。大別すれば、マルクスの解釈に基づきスミスの論理矛盾を指摘する見解と、論理矛盾よりもむしろスミスの論理展開の次元の相違に注目して、必ずしもスミスは矛盾していないとする見解とである。

この小論では、さしあたり次のような見解にたつ。スミスは、第11章以前において資本主義社会をいわば純粋な型として捉え、社会の基本的枠組に三大階級をすえた。そこから、労働者—賃銀、資本家—利潤、地主—地代といういわば三位一体的の把握をして、生産物価値を賃銀と利潤と地代に分解し、それらが三大階級者の基本的収入を構成するとした。したがって、この論法は価値の分解部分即価値の構成部分という認識になり、生産物の価値は賃銀と利潤と地代の三つの構成要素に帰属する。少なくとも、価値と価格を同一視して、自然価格を一般的に規定しようとするれば、このように並列的機械的にならざるをえないのである。それは、現実を眼前にみて、社会を構成する三つの階級者が実際に生産物価格から収入を得て、その収入をもって生活資料を入手し、生活している事実を、一般的に説明しうる唯一の方法なのであった。

ところがこの方法では、実際問題として、地代の大小などの量的問題を説明する段階になると明確な解答がでてこない。一般的で抽象的な説明ではなく、もっと实际的で具体的な方法によらなければ地代の量的規定を議論できないことにスミスが気づいたのである。だからこそ、スミスは第11章において、「自

18) マルクスは、スミスが自然価格にかんする自分の全学説を、この十分な価格をもってくつがえしてしまったとして、次のように述べている。「スミスはこの第11章ではまったく一変している。地代はもはや自然価格なかにはいらぬ。というよりはむしろA. スミスは、自然価格と違っているのが普通である通常価格に逃げ道を求めている。といっても、われわれは第7章では次のように聞かされていたのである。すなわち、通常価格が長期間にわたり自然価格よりも低くなっていることはけっしてありえないし、また、自然価格の構成部分のどの一つでもが長期間にわたってその自然率よりも低く支払われているとか、ましてや、いま彼が地代について主張したように、全然支払われていないなどということは、けっしてありえないのである、と」(K. Marx, 前掲書, S. 350, S. 352, 訳, 463頁, 466頁)。

然価格」に代りうる新たな概念として「十分な価格」を用いることによって、この限界をのりこえようとするのである。そこでは、スミスは十分な価格を資本補填部分と平均利潤とを意味する事実上の生産価格とする。そして、地代をそれをこえる超過分として位置づける。平均利潤をこえる超過分を地代に限定したことには、意義深いものがある。なぜならば、スミスは土地所有にたいして資本の優位を主張したことになるからである。すなわち、労賃を含む資本補填部分と利潤は、生産物価格のいわば第一次的分解部分である。これがまず先行する。しかるのちに、これに依存しながら生産物価格のいわば二次的分解部分として、地代が登場することになるからである。こうして発展する資本主義社会においては、資本が土地所有よりも優位に立つのである。このような状態の下で、需給関係に基づく市場価格の変動によって地代が捉えられる。つまり、地代を市場価格と生産価格の差額として捉えるのである。これは、スミスが現実をきわめてよく観察し、しかも現実のとおり説明する仕方であるといえよう。したがって、スミスは地代を考察するばあい、まず自然価格を一般的抽象的に規定することからはじめて、より現実的具体的な段階になると需給関係に基づく市場価格と生産価格とを関連づけることによって、地代の量的規定の問題へ議論を進めていったのである。

だから、スミスは次のようにいうわけである。「それゆえ、注意すべきことは、地代が賃銀や利潤とは異なったしかたで諸商品の価格の構成に参加する、ということである。賃銀や利潤の高低は価格の高低の原因であるが、地代の高低はその結果である。特定の商品の価格に高低があるのは、その商品を市場へもたらすために支払わなければならない賃銀や利潤に高低があるからである。しかし、その商品の価格が生じる地代が高かったり、低かったり、あるいは全然地代を生じなかつたりするのは、その価格に高低があるからである、いいかえれば、その価格が、これらの賃銀や利潤を支払うにたりる以上に、はるかにまったく、ごくわずかしかなかったり、または全然あまらなかつたりするからである」(WN. I. 147, 訳 I. 281—282)。資本が土地所有よりも優位に立つ資本主義社会においては、生産価格は地代を排除するという認識の下で、スミスは地代が賃銀や利潤とは異なった仕方ですべての商品の価格に参加するとい

¹⁹⁾すなわち、特定の商品の価格に高低があるのは、賃銀と利潤＝十分価格＝生産価格に高低があるからである。しかしながら、地代はこの十分価格＝生産価格をこえる超過分なのだから、特定商品の通常価格＝市場価格がその十分価格＝生産価格よりも高ければ地代を多くもたらすであろうし、その差がごくわずかであれば地代を少ししかもたらさないであろう。また、市場価格と生産価格とが等しいか、前者よりも後者の方が多ければあいに地代をまったくもたらさないであろう。スミスは以上のように分析したのである。

〔Ⅲ〕 食料生産物の地代

食物は人間にとって不可欠なものであるから、地主にたいしてつねに地代を生む、とスミスは考える。「人間は、他のすべての動物と同じように、その生活手段に比例して自然に増殖するものであるから、食物はつねに多かれすくなかれ需要されている。食物は、つねに多量または少量の労働を購買または支配できるのであって、しかもこれを獲得するために、よろこんでなにごとかをしようといういく人かの人々は、いつでも必ず見いだすことができる」(WN. I. 147, 訳 I. 282)。人口の増加はその生活手段と比例関係にある。とくに食料が増加すれば、食料消費者である人間も増加する。²⁰⁾食料の供給が、食料の需要を生みだす。²¹⁾だから、食物はつねに多かれ少なかれ需要があり、そしてつねに大なり小なりの労働量を購買または支配できるのである。

このような食料を生産する土地の地代は、どのように理解されるのであろうか。スミスは、つづけて次のように叙述する。「ところが、どのような位置にあ

19) 中村氏は、スミスが地代を独占価格としている意味を次のように捉える。「地代＝『独占価格』論が固有の独占地代を意味しないことも文脈上あきらかである。これを価格超過分の成立の根拠として読めば、スミスの絶対地代論も成立しうるが、そうであれば、地代の章の全叙述と矛盾するし、地代が存在したり、しなかったりしてはならないはずである。こうして、地代＝独占価格論は別様に理解されざるを得ない。とすれば、それは……超過利潤の帰属問題をあきらかにする説明、あるいは超過利潤を地代という特有の形態に転化させるモーメントの説明とするほかない。天然の産物を産する土地の地代についても地代が成立することの強調は、地代の利潤と異なる不労所得としての性格を明確にするためのもの、換言すれば、地代なる分配範疇の独自性をあきらかにするためのもの、と理解されることになる」中村広治、「アダム・スミスの資本蓄積論」(1)『広島大学経済論叢』3巻2号、1980年、49-50頁)。

っても、たいていの土地は、食物を市場へもたらすのに必要ないっさいの労働を扶養するにたりるより以上に多量の食物を生産するのであって、この労働がもっとも気まえよく扶養されているばあいでもそうである。そのうえ、つねにこの剰余は、この労働を雇用した資財を、その利潤とともに回収してなおあまりあるものである。それゆえ、地主に対する地代として、つねに若干のものがこのころのである」(WN. I. 147, 訳 I. 282—283)。スミスは、ここで土地の位置に関する興味深い記述をおこなっている。すなわち、土地が人口の多い都市の近郊に存在しようと、人里離れた遠隔地にあらうと、大部分の土地は、生産的労働を扶養し維持する以上の剰余食料を生産する、と明言している。こう明言したうえでスミスはわれわれが既にみたきたように、剰余生産物としての剰余分を資本の回収部分と平均利潤の剰余分として捉える。

食料の通常価格＝市場価格は、つねに、十分価格＝生産価格を超える特性をもっているため、この差額が剰余分＝地代として恒常的に地主に残る。それでは、何故、食料の市場価格はその生産価格をつねに超えるのであろうか。スミスは、食料を人間の生存にとって不可欠な必需品と捉えていた。さらには、土地の使用料としての地代は、一個の独占価格であって、土地所有の独占が存続する限り、土地の位置がどうであらうとも、食料生産物についてはつねに地主にたいして地代が残ると考えていた。土地所有の独占を前提条件とする絶対地代の成立である。このことをスミスはさらに具体的に説明する。「ノールウエ

20) スチュアートは、人口増と農業の発展について次のように述べる。「増殖が農業の動因であるのか、あるいは農業が増殖のそれであるのか、と。前に述べておいたように、社会の揺籃期にあっては、当然に大地の自生的な果実——それは無償で誰れの手にも入るが——増殖の動因なのであって、この場合に増殖は果実と厳密に釣り合うところまで進行しうるのであるが、〈近代については〉私は増殖が農業の動因であると答える」(Sir. J. Steuart, *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy*, The Works Political, Metaphysical & Chronological of Sir James Steuart, 1805, Vol 1. M. Kelley, p. 153.

加藤一夫訳『経済学原理』第一編、東京大学出版会、1980年、219頁)。

21) マルクスは、次のようにいう。「彼(スミス)は、人口論からはじめている。食料はつねにそれ自身にたいする需要を生みだす。食料が増加すれば、人間、すなわち食料の消費者もまた増加する。したがってこの商品の供給が、それにたいする需要を生みだすのである。」(K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*. MEW., Bd. 26—II. Dietz. 1967, S. 354訳、大月書店版『全集』第26巻第2分冊、469頁)。

一やスコットランドのもっともさびれはてた荒地でも、家畜のためのある種の牧草を生産するのであって、この家畜のミルクや幼畜は、家畜の世話をするのに必要ないっさいの労働を扶養し、農業者すなわち牛群または羊群の所有者に通常の利潤を支払うばかりではなく、地主にもある少額の地代をあたえ、それでもつねになおあまりがあるほどである。この地代は牧草の品質に比例して増加する。同じ面積の土地でも、より多くの家畜を飼養するばかりではなく、家畜がより小さな地域にいられるから、それを世話したり、その生産物を収集したりするのに不可欠な労働もまたよりすくなくなる。地主は両面から利得するわけで、つまり生産物の増加によっても、またこの生産物で扶養される労働の減少によっても利得するのである」(WN. I. 147—148, 訳 I. 283)。ここでスミスがいう「もっともさびれはてた荒地」とは、最劣等地を指していると理解できる。つまり、スミスは最劣等地においても地主にたいして「ある少額の地代」をあたえるといっているのである。最劣等地におけるこの少額の地代は、事実上、絶対地代を意味する。したがって、現物形態で土地生産物を考えると、それは労働者を扶養し維持するのに必要な部分と、農業経営者に帰属する平均利潤部分を超えて、地代が絶対地代として地主に帰属することになる。

しかもこの地代は、同時に優等地における差額地代でもある。なぜならば、スミスは「この地代は牧草の品質に比例して増加する」と考えているからである。土地生産物にたいして人々の需要が恒常的に存在し、かつ土地所有の独占がおこなわれていると前提すれば、最劣等地にも資本が投下され絶対地代が支払われる。さらに、地主にたいする絶対地代のほかに新たな残余分が生じるというのは、どういうことであろうか。スミスは、同一面積の土地により多くの家畜を飼育すれば、一頭あたりの家畜の価格が安くなり、家畜を飼育する労働者の数も少なくてすむという。いわば、経営改善による生産性の向上を指摘しているのである。このばあい価格を一定にして考えると、生産性の向上は劣等地の同一面積における単位あたり生産物よりも多くなり、これが、事実上、優等地における新たな残余分として理解されるのである。²²⁾

もちろんスミスが絶対地代や差額地代の概念を用いて地代を分析しているわけではない。しかしながら、明らかにこれらの存在を指摘して議論をしている

ことも事実である。とくに、土地生産物の十分価格すなわち生産価格を前提として、地代は土地の多産性＝豊度とその位置によって差異が生じることを論ずるのである。²³⁾農業生産のばあい土地は資本にとって不可欠な生産条件であるが、同一面積の相異なる土地に同じ生産方法で、しかも等量の資本を投下しても、その土地が豊度のある肥沃なものであるか否か、あるいはその土地が都市近郊に在るのか遠隔地に在るのかによって、結果として生産物の質や量に違いが生じてくる。スミスは、多産性＝豊度を一定として、もっぱら土地の位置の違いが地代に差異をもたらすと説明している。すなわち、都市近郊の土地は遠隔地の土地よりも多くの地代をもたらす。両者の耕作についてやす労働量の違いは一応ないとしても、農村の生産物を市場へ運搬するのに多くの労働をついやすのは遠隔地の農村の農業者だからである。つまり、遠隔地の土地生産物が市場価格にたいして個別的生産価格として調整的な役割を果たすため差額地代は生じないことになる。他方、都市近郊の土地生産物は、扶養し維持するのに要する労働が少なくすむので、その個別的生産価格は遠隔地の市場生産価格よりも低くなる。この差額は超過利潤である。これは、土地の位置を基礎とした自然力の違いから生じたもので地代に転化し、差額地代となるものである。こうして、都市近郊の土地のほうが、遠隔地の農村の土地よりも地代が多くなるのである。²⁴⁾

22) マルクスは、第11章第1節全体について次のようにいう。「なぜこの生産物（主要な植物性食料）はつねに地代を支払うのか？ なぜその通常価格はつねにその十分な価格よりも高いのか？ スミスはここでは価格を無視して、ふたたび重農主義に陥っている。しかし、ここで需要がつねにそのように大きいのは、この生産物そのものが需要をつくりだしそれ自身の消費者をつくりだすからだ、ということは一貫している。たとえこのことを前提するにしても、なぜ需要は、供給を越えて増大し、したがってまた価格を十分な価格よりも高くつり上げることになるのかは、わからないであろう」（K. Marx, 前掲書, S. 353, 訳, 467頁）。

23) 「土地の地代は、その生産物がどのようなものであろうとも、その多産性にともなって差異を生じるばかりではなく、その多産性がどれほどであろうとも、その位置にともなっても差異を生じる。都会の近隣の土地は、農村の遠隔地にある同等に多産的な土地よりも、より多くの地代をもたらす。前者を耕作するには、後者をそうするよりも多くの労働がついやされるわけでもなからうが、遠隔地の生産物を市場へもたらすには、つねにより多くの労働がついやされるにちがいない。それゆえ、より多量の労働がこの生産物で扶養されるにちがいないし、また、農業者の利潤と地主の地代との双方がひきだされるその剰余も縮減するにちがいない」（WN, I. 148, 訳, I. 283）。

スミスは、「つねに地代を生じる土地生産物」の箇所において、上述のような絶対地代や差額地代に依拠した認識よりも、むしろこれらを融合させて、穀産地の地代がいかにしてその他のすべての耕地の地代を規定するのかを説明しようとする。そのばあい、スミスは一般的な事情と特殊な事情とに分けて論じる。とくに前者については、その説明原理として地代の自然率＝平均率を基本にすえるのである。

まず、スミスは食物と屠肉の相対価格の変化が土地利用の転換をひきおこすことから説く。すなわち、未改良の原野が圧倒的の大部分を占める段階では、放牧された家畜が多いために屠肉の価格も安い。他方、パンの価格は高い。未耕地の原野が多いため穀物が少量しか収穫できないからである。これが農業の粗放な段階にみられる一般的な特徴である。ところが、パンの価格が高いと利潤動機がはたらいてこの分野に多くの資本が流入し、未耕地の耕作が進む。こうして、農業は拡大期を迎える。この段階になると、穀物の生産量が増大し、パンの価格は低下する。パンの価格が屠肉の価格よりも安くなると、耕作地の大部分は家畜の飼育や肥育のために使用されるようになる（WN. I. 149ff, 訳 I. 285ff）。

そこで同一面積における異種の食物の相対的価額は、平均率の利潤や地代を確保したとき均等化する。スミスは、穀物地代とその他の大部分の耕地の地代との関係を考察するとき、両者間にみられる不均等関係の均等化、あるいは均

24) マルクスが『資本論』第3巻第2部第6篇第38章の「差額地代、総論」で説明しているように、差額地代は、商品の一般的生産価格に規定的に入るものではなく、むしろ、この生産価格を前提するものであり、それはつねに独占された自然力を支配する個別資本の個別生産価格と、この生産部門で一般に投下される資本の一般的生産価格との差額から生ずるものである。

また、小島氏は次のようにいう。「スミスの自然的地代は、充分なる価格（生産価格）と普通価格（市場価格）との差額であるが、その場合の充分なる価格は、いうまでもなく資本にとって充分な価格であり、スミスにおいては個別的生産価格としてとらえられていたように思われる。……スミスの自然的地代は、個別生産価格と市場価格との差額として成立するものであり、差額地代と絶対地代の両者を含むものである。すなわち、差額地代は、個別生産価格と一般的生産価格との差であり、絶対地代は一般的生産価格と市場価格との差であるが、この両者を合せて自然的地代は成立する。私は、スミスの自然的地代をかかるとして解したい」（小島恒久、「スミスの地代論」『経済学研究』〔九州大学〕23巻3・4号、1959年、55—56頁）。

等関係の不均等化の説明原理に地代の自然率＝平均率の考え方を適用するのである。すなわち、両者の地代が平均率以上であるばあいと平均率以下であるばあいにおいては、資本の流出入がおこり、両者の間に不均等現象がおきる。しかし、この不均等関係は、自由競争が確保されておれば、穀物の地代が規制基準となって、結局、両者は均等化していく。この考え方は、スミスが土地生産物の価格を資本補填部分と平均利潤のほかに平均地代を念頭に入れて議論していることを示すものであるといえる。²⁵⁾

ところで、地代の平均率が土地の位置と多産性＝豊度によって規制されることは既に述べたが、この考え方は『国富論』において次のように各々記述されている。「借地契約の条件をとりきめるばあい、地主も農業者も、その最善の判断にしたがい、その（地代）率を生産物の一時的で随時的な価格にではなく、その平均的で通常的な価格に適合させようと努力する」(WN. I. 61, 訳 I. 149)。スミスは地代の平均率を日常の市場価格の変動の中心価格とほぼ一致するものとして捉えている。また、「良好な道路、運河および航行可能な河川は、輸送費を減少させることによって、農村の遠隔地方を都会の近隣地方とほぼ同格のものとする」(WN. I. 148, 訳 I. 284)。このばあい地代の平均化傾向は、道路や河川などの改良に依るところが大きいと考えている。さらに、「もし価格においてまさるところがそれをつぐなわたりあまりがあれば、より多くの穀産地が放牧地にふりむけられるであろうし、またもしそれがつぐなわれなければ、放牧地にふりむけられたものの一部は、また穀産地にひきもどされるであろう」(WN. I. 150, 訳 I. 286—287)。放牧地と穀産地の不均等関係が均等化するのには、地代の平均率の形成に依るところである。²⁶⁾

こうして、スミスは地代の自然率＝平均率を説明原理として、一般的事情の

25) 岡崎氏は、次のようにいう。「穀物の『通常価格』に含まれる地代は第11章でのスミスの基本的見地からは、『十分な価格』を超える価格超過分として説明されるはずのものである。しかし、スミスは絶対地代と差額地代とを明確に区別せず、もっぱら地代の平均率を問題にするので、穀物の『通常価格』はその『十分な価格』(＝資本補填分＋平均利潤)に平均地代を加えたものだと考えるようになる」(岡崎栄松、「アダムスミスの自然価格論について(下)——生産価格論の学史的考察」『立命館経済学』27巻5号、1979年、58頁)。

下においては穀産地の地代が他の大部分の耕地の地代を規制すると論ずるのである。まさに「穀物や肉類などは常に需要が供給よりも大であると考えられるから、このような主要食料を生産する土地は常に地代を生ずる²⁷⁾」のである。

他方、特殊な事情の下における特殊な生産物に適した土地は、独占権のようなものをもつことができる。そこでは、一般的事情の下でみられた放牧地と穀産地の関係を律する地代の自然率の概念はみられない。この概念にはもはや説明原理としての理論的有效性は存在しないのである。

例えば、特殊な地味の土地にしか収穫できない特有な風味をもつ葡萄園の生産物や西インドの砂糖植民地の全生産物、またこれらよりも程度は劣るが、タバコの栽培などは、穀物の栽培よりも有利である。これらの生産物は、その市場が供給過剰になるのを防ぐために種々の法令によって供給制限を行なう。その意味でこれらの生産は一種の独占権をもつものであり、恒常的に人々の有効需要を完全に充足しえない性質をもつものだからである。したがって、これらの生産物の価格は、平均率以上の地代や利潤および賃銀を内容とするもので独占的価格といえる²⁸⁾。地主と農業者が同一者ならば、多額の超過部分が地主に帰属することになる。

26) 鈴木氏は、スミスが考えている地代の平均率の概念を次の四つの意味に整理している。第一に、土地の等級別に地域あるいは国にいくつも成立する平均。第二に、改良によって自然的条件が多少なりとも均質化することによる地代の平均化傾向。第三に、穀作地、家畜飼育地、果樹園等々のように相互に土地利用転換を媒介する地代。第四に、総地代を総土地面積で除した算術的で抽象的な平均。(鈴木亮、「アダム・スミスの地代論にかんする覚書」『佐賀大学教養部研究紀要』4号、昭和47年、32頁)。

27) 高島善哉『原典解説・スミス「国富論」』春秋社、1964年、75頁。しかしながら、飯塚氏はこの解釈にたいして次のように批評する。「この考えはスミス解釈としては全く誤っている。主要食料ではつねに需要と供給が一致しているから、つねに自然率の地代が生じるのである」(飯塚正朝、「『国富論』の地代論と重商主義(一)」『佐賀大学経済論集』14巻1号、1981年、115頁)。「スミス解釈としては全く誤っている」とはどういう意味なのであろうか？ スミスの説明によれば、自由競争下では土地生産物の利潤や地代に格差が生じ、この格差を平均化するように資本の流出入がおこるのであった。食物や肉などの生産物は供給よりも需要がつねに大きく、市場価格はつねに生産価格よりも大きいので、つねに地代を生むのであった。このことを前提としたうえで、地代の自然率の原理が作用することを理解すべきではなからうか。

〔IV〕 食料生産物以外の地代，とくに炭坑地代

土地生産物が食料であれば，恒常的必然的に地代が生じる事情は上述したとおりである。それでは，食料以外の土地生産物で人間にとって不可欠なものである衣服や住居などについて，スミスはどのように考察しているのであろうか。スミスは，これらは種々の事情に応じて地代が生じたり，生じなかったりすると分析する。そのばあい，衣服や住居の材料を人口量との相対的關係で捉える。すなわち，人口量に対して衣服や住居の材料が過剰であるばあいには，地代は生じない。反対に，人口量がこれらの材料の量よりも多くなると材料不足がおきるため，地代が生じるとする。つまり，スミスは，有効需要が供給に対して相対的に大きくなれば，生産物の市場価格が生産価格よりも高くなるから地代が生じ，小さくなれば低くなるから地代は生じないと考えているわけである。

しかしながら，もしそうであるならば，土地所有に基づく地代＝絶対地代が何故に消滅してしまうのであろうか，という疑問が残る。この問題について，スミスは，主として石炭，貴金属，卑金属など地中の鉱物を産出する鉱山地代について考察している。スミスによれば，鉱物価格を規定する要因は，その生産物を運搬するさいの難易性によって，鉱山の位置であったり，豊度の大きさであったりする。

とくに炭坑の地代について次のように説明する。「ある炭坑がはたしていくらかでも地代を生じうるかどうかは，いく分かはその多産性に依存し，またいく分かはその位置に依存する。どの種の鉱山でも，それが豊鉱だとか貧鉱だとかいわれるのは，一定量の労働によってもたらされうる鉱物の量が，同一量の労働によって同種の他の諸鉱山の大部分からもたらされうるものよりも多いか

28) 「われわれが独占価格というときには，一般に，生産物の一般的生産価格によって規定される価格からも，生産物の価値によって規定される価格からも独立に，ただ買手の購買欲と支払能力とによってのみ規定されている価格，を意味する。全く特別な品質の葡萄を産する葡萄山，一般に比較的少量しか生産されない葡萄は，一つの独占価格をもつ。……ここでは一つの独占価格から流出するこの超過利潤は，地代に転化されて，この形態で土地所有者に……帰属する」(K. Marx, *Das Kapital, Kritik der Politischen Ökonomie*, Bd. III. MEW., Bd. 25, 1964, SS. 783—784, 向坂逸郎訳，岩波書店全4巻本，970頁)。

すくないかによってであろう。若干の炭坑は、その位置が有利でも、不毛なために稼働できないであろう。その生産物では費用がつぐなえない。これらの炭坑は利潤も地代も生じえない。炭坑によっては、その生産物で労働に支払い、またそれを稼働させるのに使用される資財をその通常の利潤ととも回収するのがぎりぎりいっぱいだというものもある。こういう炭坑は、その事業の企業家に多少とも利潤をあたえるが、地主には全然地代をあたえない。地主自身がその事業の企業家で、かれがそれに使用する資本について通常の利潤を獲得するのでもないかぎり、だれ一人としてこういう炭坑を有利に稼働させられぬであろう」(WN. I. 165—166, 訳 I. 309—310)²⁹⁾。

スミスは、地代が零の鉱山はどういう状態をいうのかを明らかにする。すなわち、鉱物量が極端に少なく、生産に要した費用が回収できないような貧鉱は、不毛なため稼働できない。この不毛で最劣等の鉱山には利潤も地代もまったく生じない。こういう土地を限界地とすれば、スミスは限界地の地代を零として議論を進めているのである³⁰⁾。限界地以下の鉱山でも、賃銀部分と平均利潤部分とが回収できるような生産価格であれば、その炭坑は稼働される。このばあいには、資本を投下した企業家は利潤を獲得するけれども、地主には地代は支払われない。したがって、地主は企業家となって自分で採掘せざるをえない。そうすれば、企業家としての地主は利潤を手に入れることができる。地主は地代を入手しないけれども、企業家を兼ねておれば地代の代りに利潤を獲得できる³¹⁾。このばあい、スミスは石炭の生産価格が市場価格と一致するものと考

29) このスミスの説明にたいするリカードウの評価はたかい。この部分と少し後の部分までを含めたスミスの鉱山地代の説明を、リカードウはすべての地代の説明原理とすべきだと述べている。けれど、差額地代をもって地代と捉えるリカードウには当然のことであろう。(D. Ricardo, *Principles*, p. 330参照)。

30) 大内氏は、次のように分析する。「かれは豊度と位置を組合せとうえて、ある限界以下の炭坑は稼働しえないことを明らかにしている。そして、……限界の炭坑は地代を支払えないから、地主が自営することによってのみ稼働しうることを説くのである。つまり、ここではかれは事実上限界地の地代を零と仮定し、そのうえにたって優等地の地代の生ずる機構を説いているのである。この意味で『国富論』を注意深く読めば、差額地代論も本質的にはスミスによってほぼ完成されていたことがわかるであろう」(大内力, 『アダム・スミスの地代論』『経済学論集』〔東京大学〕42巻4号, 1976年43頁)。

えている。だから地代のような剰余部分は生じないわけである。

ここで注目すべきことは、スミスの議論の進め方である。スミスは、最劣等地から徐々に稼働するための条件である生産費用の回収が可能な鉱山へと論を進めている。炭坑の採掘の順序は劣等のものから優等なものへ進行するものと想定していることである。これは、石炭を採掘して生産費を回収できる限界価格、つまり石炭の最底価格を考察の基準にして、豊度のちがいがどのように価格を規制するのかという問題意識に基づいたものといえる。石炭の最底価格は、³²⁾「それを市場へもたらすのに使用されねばならない資財を、その利潤とともに回収するに足りるぎりぎりの価格」(WN. I. 168, 訳 I. 313)である。これは事実上、資本補填部分と平均利潤を意味するもので、地代は含まれていない。これが石炭を採掘するための最底価格である。劣等地におけるこの最底価格が、したがって、他の石炭価格を規制することになるのではなからうか。³³⁾

ところが、スミスはまったく逆の説明をする。石炭価格は、劣等地ではなく優等地の価格によって規制される。「もっとも多産的な炭坑が、その近隣にある他のすべての炭坑における石炭の価格を規制する」(WN. I. 167, 訳 I. 312)。つまり、肥沃度の豊かな優等地の価格が、つねに市場価格を規制する。これがスミスの基本的な考え方である。したがって、優等地の炭坑の市場価格が石炭の最底価格となる。この価格の形成は、多産的な炭坑の大量生産による

31) マルクスは、スミスが土地を所有されているところで、地代が支払われないばあい
を正しく規定していると評価する。ただし、そのばあいは土地所有者と企業者が一
身に兼ねているところのことで限定している。(K. Marx, *Theorien über
den Mehrwert*. MEW., Bd. 26—II, Dietz, 1967, S.363. 訳, 482頁)。

32) 「この最底価格は、その商品をそこへもたらすために使用されねばならない財貨
を、穏当な利潤とともにかりうじて回収するぎりぎりの価格である。それは地主には
なにものをもたらさぬ価格であり、地代はそのどのような構成成分をもなさず、そ
の全部が賃銀と利潤とに分解される価格である」(WN. I. 212—213, 訳 I. 381—
382)。

33) リカードウは、スミスとは逆に石炭価格を規制するのは最も豊度の低い炭坑である
とする。「もしも石炭にたいする需要が減少するか、あるいは新生産方法によって産
出量が増加するならば、価格は下落するであろうし、若干の炭坑は放棄されるであ
らう。しかしいづれのばあいにおいても、価格は、地代を請求されることなしに採掘さ
れている炭坑の経費および利潤を支払うのに、足りるものでなければならぬ。それゆ
え、価格を左右するのは、豊度のもっとも低い炭坑である」(D. Ricardo, *Principles*,
pp. 331—332, 『全集』版, 訳380頁)。

単位あたり価格の低下によるものである。競争を前提とすれば、優等地の炭坑は、劣等な炭坑の価格よりも安く販売することによって、多くの利潤や地代を獲得することができる。このような石炭の低価格による供給増大は、当然その市場価格を下げる。それにともなって、劣等な炭坑の生産価格は市場価格以下にまで低下せざるをえない。これが劣等地の炭坑における地代の消滅である。こうなるとその炭坑は放棄されるか、あるいは炭坑所有者が企業家となって稼働することによって利潤を手にいれるかのどちらかである。後者のばあいに³⁴⁾は、石炭の最底価格がかるうじて市場価格と一致している状態である。こうした市場価格を中心とした需給関係の説明のなかに、実は資本主義的な生産の本質がよみとれるのである。元来、資本の立場からすれば、地代は排除されるべきものだから、スミスは資本主義的な費用概念を稼働の限界点において感知していたというべきであろう。

(1986, 1, 20 稿)〔星薬科大学助教授〕

34) スミスは、石炭の最底価格について次のように述べる。「石炭がかなりの期間にわたって販売されうる最底価格は、他のすべての商品のそれと同じように、それを市場へもたらすのに使用されなければならぬ資財を、その利潤とともに回収するのたりにぎりぎりの価格である。地主が全然地代を獲得できず、したがってかれが自分自身でそれを稼働させるか、それともそれを放置してしまうかのいずれかするほかない炭坑では、石炭の価格は一般にはほこの価格にちかいものにちがいないのである」(WN. I. 168, 訳 I. 313)。